

○義肢装具士免許証の再交付申請手続について

<p>手続概要</p>	<p>義肢装具士の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>義肢装具士法施行規則第7条</p>
<p>申請方法</p>	<p>【提出先】 申請書類等は、厚生労働省(下記住所)へ書留で郵送してください。 ※ 免許証送付用封筒(角形2号、切手620円分貼付、宛名宛先記入)を同封すること。 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 (〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)</p>
<p>その他</p>	<p>【手続対象者】 義肢装具士免許証を破ったり、汚したり、紛失して免許証の再交付を希望する義肢装具士 【提出時期】 随時 【手数料(説明)】 手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。 【相談窓口】 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>